

習志野市選挙管理委員会議事録

平成30年第7回定例会

○開催日時

平成30年10月17日(水)午前9時00分～午前10時00分

○場所

市役所2階会議室3

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	金子 光 雄	出席	
委員長職務代理者	田 畑 富三夫	出席	議事録署名
委員	中 野 隆	出席	
委員	染 谷 雅 美	出席	

○付議事項と審議結果

上程1件中「承認1件」「不承認0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第25号 選挙人名簿から抹消することについて	承認

＜ 発 言 要 旨 ＞

【委員長】

只今より、平成30年度第7回選挙管理委員会を開会します。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により、田畑委員を指名します。

本日の議案は選挙人名簿から抹消することについて審議します。

それでは、「議案第25号 選挙人名簿から抹消することについて」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第25号 選挙人名簿から抹消することについて」を
事務局長より説明する。

(抹消選挙人名簿を回付して確認する。)

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

【委員長】

その他、事務局より何かあればお願いします。

【事務局】

統一地方選の日程について

県から、一部報道機関より統一地方選の日程についての報道があった旨の情報提供がございました。あくまで想定ですが、4月7日が県議選挙、4月21日が市長・市議選挙になりそうとのことです。当市もこの日程でスケジュールをつめてまいりますので、ご承知おきください。

ポスター規制の通知の発送について、

任期が切れる6カ月前から、掲示できるポスターと掲示できないポスターが出てくるため、現職議員、過去の立候補者、現時点で立候補についてのご相談を頂いている方にポスター規制の通知を発送いたしました。

(発送した通知の内容について説明する)

【委員長】

今貼っているポスターは、剥がさなければならないのか。

【事務局】

ポスターの内容にもよるが、市長であれば10月26日、市議であれば10月30日以降は貼らないほうが無難であると考えていただいたほうが良いかと思います。

【委員】

現時点で目立つポスターがあるが、10月26日以降は監視徹底してもらいたいと思います。

【事務局】

また、県議も10月29日以降は規制の対象になります。

手続きとしては、撤去命令は選挙管理委員会が出しますが、県議は県選管、市長・市議は市選管が出します。しかし、その前に警察が一度チェックを入れ、選管と

警察が共同で行動します。

【委員】

家の中から外側に見えるように掲示するのはどうか。

【事務局】

違法になる可能性が高いと思われます。

【委員】

説明の規制内容はこれまでと同じということでよいか。

【事務局】

内容に変更はありません。

【委員】

県議の場合、県の選管は警察と連携は取れるのか。

【事務局】

違法かどうかは県警が判断しますので、県警と、県選管との連携はできていると思われます。

【委員】

いわゆる2連、3連ポスターはよいのか。

【事務局】

掲示可能です。

【委員】

許される範囲で活動して頂きましょう。

【委員長】

他に質疑ありませんか。

ないので、第7回定例会を閉会します。